

利根町犯罪被害者等見舞金審査結果決定通知書

第 号
年 月 日

様

利根町長

年 月 日付けで申請のありました重傷病見舞金・遺族見舞金については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 支給します
見舞金の額 円
- 2 支給できません
(理由)

(教示)

1. 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、利根町長に対して審査請求をすることができます。

2. 取消しの訴えについて

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、利根町長を被告（利根町長が被告の代表者となります。）として提起することができます。